

Monthly Association
Construction
Industry NEWS

宮崎県建設業協会機関誌

会報



現場見学会②
[令和3年10月14日(木)]
宮崎県立宮崎工業高等学校
建築科 1年生 35人

2022

5 No.571



一般社団法人 宮崎県建設業協会

TEL (0985) 22-7171 FAX (0985) 23-6798 宮崎市橘通東2丁目9番19号

目次 CONTENTS

● 令和4年5月の行事予定	1
● 県協会HP掲載項目案内（前月掲載分）	2
● 会員の異動状況	2
● 宮崎県建設業協会員数の推移	2
● 宮崎県建設業協会	
1. 令和4年度 第1回常務理事会を開催	3
2. 令和4年度 第1回宮崎県県土整備部と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催4	
3. 令和4年 春の全国交通安全運動開始式について	6
4. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について	7
5. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ	8
6. 令和4年度 テレビCM放送のご案内	9
● 雇用改善コーナー	
1. 令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の 就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について……………	10
2. 令和5年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	11
● 建退共	
1. 建退共制度の利用に際しての留意事項	13
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）	13
● 技士会	
1. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内 ……………	14
2. 令和4年度「監理技術者講習」についてのお知らせ	15
3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について	15
● 事業協同組合	
1. 立替決済サービス（株）ランドデータバンクのご案内	16
● 建災防	
1. 職場における熱中症の発生状況	19
2. 令和4年度 雇用保険料率のご案内（宮崎労働局からのお知らせ）……………	21
● 火薬協会	
1. 手帳制度について	22
● 保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
3. 電子保証のご案内	25
● AIG損保	
1. 工事総合補償プランのご案内	26
● 建設業福祉共済団	
1. 〈法定外労災補償制度〉建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！ ……	27

令和4年5月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共	協同組合・火薬協会・保証会社
1	日			
2	月			
3	火	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	水	みどりの日	みどりの日	みどりの日
5	木	こどもの日	こどもの日	こどもの日
6	金		ローラーの運転の業務に係る特別教育 (清武 7日まで)	
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		足場の組立て等作業主任者技能講習 (延岡 11日まで)	
11	水			
12	木	県協会 理事会 技士会 総会	建災防代議員会	火薬保安協会代議員会 組合理事会
13	金	技士会 監理技術者講習	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み 用及び掘削用)運転の業務に係る特別教育 (清武 14日まで)	
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	建産連 監査	職長・安全衛生責任者教育 (清武 18日まで)	
18	水	一級土木施工管理技術第1次検定講習会 (20日まで)		
19	木	全国技士会定時理事会 (WEB)		
20	金	延岡地区協会 総会	高所作業車運転技能講習(清武 21日まで)	
21	土			
22	日			
23	月		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技 能講習(清武 25日まで)	
24	火	県協会 総会		組合総会
25	水	一級土木施工管理技術第1次検定講習会 (27日まで)		
26	木		災防団体連絡協議会(宮崎)	
27	金		車両系建設機械(整地・運搬・積込み用 及び掘削用)運転技能講習 (清武 28日まで)	
28	土			
29	日			
30	月			
31	火		職長・安全衛生責任者教育 (清武 1日まで)	

県協会 HP・会員専用サイト 掲載項目案内（前月掲載分）

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
2022.4.1付 「みやざき建設産業就活ガイドブック2022」のご案内	宮 崎 県	html
2022.1.4付 （一財）建設業振興基金「登録経理講習」の講習開始について（お知らせ）	（一財）建設業 振 興 基 金	html
2021.7.8付 宮崎県建設業協会 建設キャリアアップシステム認定登録機関の開設について	宮 崎 県 会 建 設 業 協 会	html

会員の異動状況

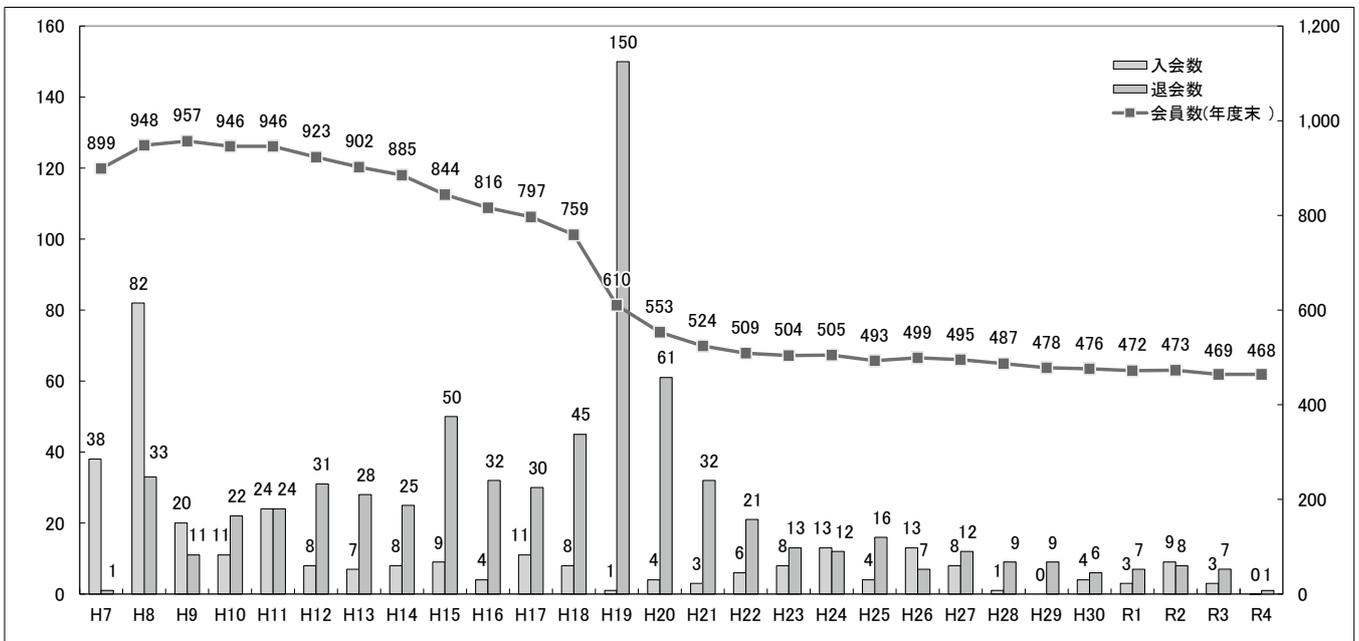
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
日 向	(株) 吉 田 建 設 産 業	代 表 者	吉 田 格	吉 田 優

【4月退会】

地区名	会 社 名	代 表 者 名
高 鍋	協 和 工 業 (株)	増 田 哲

宮崎県建設業協会会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1	0	4	3	9	3	0
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	9	9	6	7	8	7	1
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	487	478	476	472	473	469	468

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退(68社脱退)、R4はR4.4.25現在

宮崎県建設業協会

1. 令和4年度第1回常務理事会を開催

令和4年4月18日（月）12時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において榎村事務局長が定足数（13／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会挨拶で藤元会長が「それぞれの地区や会員企業等で、新型コロナの感染が発生しているといった話も聞いている。まずは、感染しないような予防を各自でしっかりと行っていただきたい。本日は、各団体の決算報告や理事会等が開催され、16時から県との意見交換会といったスケジュールとなっている。本会議内では、決算理事会や総会の開催方法等についても協議し、判断したいと考えている。本日もよろしくお祈りしたい。」と述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1 県との意見交換会について

榎村事務局長が資料1に基づき、県との意見交換会の出席者及び情報提供等について報告した。

議題2 令和3年度事業報告・決算報告（監査報告）について

榎村事務局長が資料2～4に基づき、本会の令和3年度事業・決算（監査）について報告し、承認された。

議題3 令和4年度決算等理事会について

榎村事務局長が資料5に基づき、令和4年度決算等理事会のスケジュール等について説明した。協議により、新型コロナの感染拡大防止として、理事会を书面決議とすることが決定された。

議題4 令和4年度通常総会について

榎村事務局長が資料6に基づき、令和4年通常総会のスケジュール等について説明した。協議により、通常総会についても縮小開催及び新旧会長のみでの参加による実施とすることが決定された。



第1回常務理事会

議題5 その他

(1) 県委託事業「建設産業県内就職促進事業」について

有馬コーディネーターが参考1に基づき、建設産業の将来を担う人材の育成・確保を図ることを目的とした、「建設産業県内促進事業」（宮崎県事業）についての説明を行った。

(2) 足立としゆき参議院議員選挙運動用はがき名簿数について

榎村事務局長が参考2に基づき、足立としゆき参議院議員選挙運動用はがき名簿数について報告し、承認された。

(3) 足立としゆき参議院議員比例区第八十支部寄附金について

榎村事務局長が参考3に基づき、足立としゆき参議院議員比例区第八十支部寄附金への対応について報告し、承認された。

(4) 宮崎県知事選挙推薦依頼について

榎村事務局長が参考4に基づき、宮崎県知事選挙推薦についての対応を報告し、承認された。

(5) 河野しゅんじ県政報告会について

榎村事務局長が参考5に基づき、令和4年5月29日に開催される「河野しゅんじ県政報告会」への対応について報告し、承認された。

宮建協

(6) 国民政治協会からの寄付の依頼について

樫村事務局長が参考6に基づき、国民政治協会の寄付への対応について報告し、承認された。

(7) 「志帥会と同志の集い」について

藤元会長が参考7に基づき、志帥会への対応について報告し、承認された。

(8) その他

参議院議員松下新平先生の事務所開きが5月8日に開催されることについて周知した。

議題6

令和4年度常務理事会等行事について

樫村事務局長が参考8に基づき、7月末までの行事について報告し、承認された。

2. 令和4年度第1回宮崎県県土整備部と(一社)宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

令和4年4月18日(月)16時、宮崎県建設会館5階会議室において、樫村事務局等が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

西田部長、原口次長(道路・河川・港湾担当)
管 理 課：井上課長、深谷課長補佐、
上猶・宗像主幹、佐澤主事

技術企画課：中原課長、和田課長補佐、
湯浅・丸目・榎本主幹、
森川副主幹、初木主査、
相良主任技師

◇宮崎県公共三部共管

工事検査課：斉藤課長、
児玉・関・小川検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：藤元会長、
本部・興梠・河野(与)副会長、
柳橋・河野(義)・長友・池田・津房・
黒木・木村常務理事

事 務 局：石井専務理事、
樫村常務理事兼事務局長、
早瀬土木農林課長、大谷総務課長、
山尾業務係長、
有馬コーディネーター



第1回意見交換会

【藤元会長挨拶】

本日は、本年度第1回目の意見交換会となる。西田部長を始め、幹部の方々、大変忙しい中、出席いただき感謝申し上げます。懐かしい方や新しく来られた方がいるが、これから1年間よろしく願いたい。

先月、大規模災害時における応急対策業務等に関する基本協定書を新たに締結できたことについて、心から御礼申し上げます。

来年度からCCUSが始まるが、先週も本県や本会の取組状況について話を聞きたいと、整備局の建政部長が来館された。国や県のモデル工事等を活用して、来年度の完全実施に向けて、取組を加速していく必要があると考えているのでご協力をお願いしたい。

年度末に制度変更を行っていただいた内容が、これから発注される工事に適用される。今後、各地区でも様々な意見・要望がでてくると思うが、よろしく願いたい。

【西田部長挨拶】

今年度は、この体制で県土整備行政の推進に努めてまいり、よろしくお願ひしたい。

最近、新型コロナやウクライナ情勢等、先行きが不透明な状況であるが、そのいずれをとっても早く収束して欲しいと願うばかりである。

そのような状況ではあるが、令和4年度の当初予算は、昨年度を上回る予算の内示がきたところである。ひとえに皆様方の国への後押しの効果だととらえている。また、予算に関するだけでなく、県政全般、特に県土整備行政の推進については、日頃よりご協力・ご理解いただいていることを改めて感謝申し上げる。

予算の話に戻るが、主な新規事業については、飯干バイパス（約5km）、細島港の19号岸壁が新規事業採択をされた。その他にも、全ての土木事務所で新規事業がおこなわれているので、内容等について確認していただきたい。それらを進めながら、県土の強靱化にしっかりと取り組んでいきたい。

若手技能者の育成、地域に根ざした企業を持続的に確保するという観点で、入札制度の見直しを行った。また、災害時に作業を行う方々の安全を確保するために、防災協定の見直し、定期的ではあるが格付の見直しも実施した。土木一式で見ると特Aクラスが50社、Aが202社、Bが359社、Cが603社という構成となった。

このような状況を踏まえ、令和4年度の県土整備行政の推進に取り組んでまいりたい。今年度もよろしくお願ひしたい。

◆県からの情報提供について

県より、以下の事項に関し説明があった。

《技術企画課》

総合評価システムについて

●総合評価落札方式入札における、確認書の発行や技術申請書の提出等の事務作業の効率化や正確性の向上、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に、入札に必要な企業の情報や経験及び技術者の能力等のデータベースを構築し、個別の入札の評価値を自動で計算するシステムに移行する。

入札制度に関する地区説明会について

●総合評価落札方式実施要領等について、4月18日～27日の期間に、各地区で説明会を実施する。事前申込は不要、資料はホームページ（宮崎県公共事業情報サービス）に掲載しているものを印刷して持参。

生コン価格値上げへの対応について

●各地区で、令和4年1～4月にかけて生コンの値上げが表明されている状況のため、資材価格の臨時調

査を実施しており、変動が見られた資材については単価を改定する予定である。

◆意見交換会

（1）生コン価格値上げへの対応について

協会→生コンの支払処理のタイミングで、単価調査をして単価が上がっていたら設計変更の対象になるということか教えていただきたい。

県 →スライドを適用する場合の話だと思うが、4月に生コンを搬入し、5月に支払処理をして、6月1日単価改定に反映されていたら、その分はスライドの対象となる。支払処理のタイミングによっては、単価改定の適用が1ヶ月ずれる可能性があるのでは、注意深く見ている。4月の調査結果で値上げが反映されるかどうかについては報告待ちの状況である。

協会→改定が行われた6月段階で、使用した生コン数量に対して、設計変更するという考え方でよいか教えていただきたい。

県 →この対応は、県の設計単価の改定であって、この価格で設計変更するというものではない。あくまでも当初発注をする際の設計単価を、値上げ幅に合わせて上昇させるというものである。事前に契約した設計単価と、現在の単価とで変動がある場合についてはスライド対応となる。単品スライドは、設計単価の差額でスライドをかけるので、設計単価が上昇しないとスライドができない。

今迄は、年4回しか単価を改定していなかったが、それを5、6、7月と改定し、設計単価（当初）を上昇させることが目的となっており、乗り遅れた場合は単品スライド等で対応する。

協会→生コンの実売価格の上昇が確認できた時点で、設計変更してもらえると考えていたが、そうではないのか教えていただきたい。

県 →そうではなく、県の単価が登録されないと単品スライドができないため、今回の様な対応をすることとした。

協会→4月以前の値上げへの対応や単品スライドとの兼ね合い等についての考え方を教えていただきたい。

県 →基本的な単価設定の仕方は変わっておらず、最新の単価が設計単価として反映されるということである。既に発注した分の設計については、今迄通りのスライドを活用していただく。

協会→内容等複雑なところがあるため、後日資料等を準備していただき、再度説明をしていただきたい。

県 →もう少し分かりやすい資料を作成して配布する。

宮建協

3. 令和4年春の全国交通安全運動開始式について

令和4年4月6日（水）、県庁前庭において、令和4年春の全国交通安全運動開始式が開催された。開始式では、河野宮崎県知事並びに佐藤宮崎県警察本部長による挨拶、交通安全啓発品贈呈式が行われた。

また、新成人として4月より入社された、大和開発株式会社の小山良夢さん他2名による交通安全宣言が行われた。



河野知事挨拶



交通安全宣言



春の全国交通安全運動開始式
(右から3番目 小山さん)

4. 建設キャリアアップシステム登録推進事業について



令和4年度 建設キャリアアップシステム 登録推進事業

建設キャリアアップシステム(CCUS)とは？

建設技能者の保有資格・就業履歴等の情報を登録・蓄積し活用することで、技能者の適切な評価と処遇改善、現場管理の負担軽減に結びつけるためのシステムです。公共工事での導入も進んでいます。



登録の メリット等

- 施工体制管理の効率化、現場事務作業の省力化ができる!
 - 建設技能者の技能や経験に応じた処遇改善につながる!
 - 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる業界となる!
- ※登録方法は、ホームページ(<https://www.ccus.jp/>)及び認定登録機関(宮崎県建設業協会)にてご確認ください。

事業目的

CCUSの導入に必要な初期経費の一部を助成し、登録推進や制度普及を図り、生産性向上や働き方改革並びに処遇改善の取組を支援する事業です。

助成対象経費

助成対象経費((1)、(2)の合計)の2分の1以内

(1)CCUS事業者登録料

(2)カードリーダー購入費

※カードリーダー購入費のみの申請は不可となり、助成対象台数は1業者1台分のみとなります。

※消費税及び地方消費税額は対象外となります。

助成対象者

宮崎県内に主たる営業所を持つ建設業者(許可業者)で、令和4年4月1日以降にCCUS事業者登録をした業者が対象になります。

受付期間

令和4年4月1日から令和5年2月末日まで

(持参の場合の受付時間は平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※事業予算を超える申請があった際には、受付を終了します。ご了承ください。

応募方法

申請に必要な書類を用意し、協会まで持参または郵送してください。

宮崎県建設業協会
マイコンストラクション
オリジナル



事業の詳しい内容、申請に必要な書類等は、(一社)宮崎県建設業協会のホームページをご覧ください。

(一社)宮崎県建設業協会

電話: 0985-22-7171

<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

宮建協

5. 宮崎県産業開発青年隊オープンキャンパスのお知らせ

建設土木・造園の技術を習得したい方集合！

- ①建設機械・測量・ドローンライセンス・パソコン関係等、1年間で15種類の資格取得が可能
 - ②希望者には公務員対策(講師:大原簿記より) 毎年合格実績あり！
 - ③県立だから学費が安い 年間総費用約80万円 (全寮制による食費・光熱費を含む)
- ※ 11・12・3月の実習で約40万以上の収入も可能！



プログラム

時間 10:00からがよろしいかと存じます。(火曜、水曜は、実習をしています)

場所 宮崎県産業開発青年隊

- 体験内容
- 青年隊概要説明
 - 施設案内
 - 建設機械試乗・測量体験など
 - ランチ体験(無料-平日のみ)

*申し込みはFAX・電話にて



宮崎駅・南宮崎駅・清武駅からの

送迎もいたします！

※事前にご連絡いただけますと日程調整させていただきます。



70年の伝統を誇る 宮崎県産業開発青年隊

指定管理者

(学校法人 宮崎総合学院)



889-1602 宮崎市清武町今泉丙2559-1

(専)85-1600 FAX: 0985-85-8241



ke-center@msg.ac.jp



6. 令和4年度 テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「担い手の確保」「イメージアップ」を図るため、平成27年度からテレビCMによるPR広報を行っておりますが、本年度も継続して下記のとおり放映いたします。

令和4年度 4月からの放送日のご案内

◆CM展開① (UMK) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和4年4月2日(土)から
令和5年3月25日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○UMKニュースの放送帯(毎週土曜17:56~19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇
◇現場

◆CM展開② (MRT) ～番組提供枠～

1. 放送期間 令和4年4月2日(土)から
令和5年3月25日(土)まで
2. 放送形態 ○30秒CM、下記番組 毎週1回放送
○MRTニュースPlusの放送帯(毎週土曜18:50~19:00)
※特番等により、上記放送日・時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容 令和3年リニューアル版を順次放送
◇リニューアル版「ICT」・「青年隊募集」篇

《リニューアル版撮影協力機関・企業》

- 都城志布志道路 宮崎10号吉尾地区改良工事 (ICT施工現場)
宮崎河川国道事務所
富岡建設(株)
- 宮崎県山之口総合運動公園 造成工事 (ICT施工現場)
宮崎県都城土木事務所
丸昭建設(株)
吉原建設(株)
- ICT関係 (ICT建機、レーザースキャナーほか)
(株)藤元建設
(株)大坪

YouTube
チャンネル
あります!



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター「オジギビット」

雇用改善コーナー

1. 令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

職発0105第5号
雇均発0105第2号
開発0105第3号
令和4年1月5日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
(公印省略)

令和4年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度の大学等卒業予定者の就職・採用活動に当たっては、関係省庁、大学等とともに議論を行い、令和3年度と同様に、企業等においては、令和3年3月30日に関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の局長級等で構成される関係省庁連絡会議）から貴職に対する「2022年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（以下「要請」という。）により、また、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）においては、同月17日に「令和4年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）により、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始することを求めているところです。

上記を踏まえ、厚生労働省としては、令和4年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

ついては、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 求人票の展示・公開時期等

令和4年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和4年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和4年4月1日以降に展示・公開する。

これに伴い、当該求人申込みの受理開始は令和4年2月1日以降とする。また、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和4年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても同様とする。

(2) 求人情報、ガイドブック等の作成について

令和4年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和4年4月1日以降とする。

(3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催するものとする。

なお、当該就職面接会の開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底するとともに、令和4年度の大学等卒業予定者のニーズに応じて積極的にオンラインを活用するものとする。

(4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

要請及び申合せは、令和4年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和4年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、公平・公正で透明な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ② セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、さらには学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為等を行わないとともに、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ③ 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰り下げが生じないように、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

2. 令和5年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

3文科初第2103号
職発0217第5号
開発0217第3号
令和4年2月17日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美德
(公印省略)
厚生労働省職業安定局長
田中誠二
(公印省略)
厚生労働省人材開発統括官
小林洋司
(公印省略)

令和5年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について（通知）

新規中学校・高等学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新規中学校・高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、令和3年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正かつ主体的な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、令和4年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついで、貴団体においても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底が図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規中学校・高等学校卒業生の採用に当たっては、本人の適性と能力に基づいた基準によりこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業者と全日制課程の卒業者との間の差別的取扱いや同和問題等に係る差別的取扱いが行われないよう、また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の配慮がなされるようお願いいたします。

さらに、新規中学校・高等学校卒業生に対する事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（新規義務教育学校卒業生及び中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校・高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いします。

新規学卒者を巡る就職環境については、令和4年3月高等学校卒業予定者の就職内定率（令和3年10月末現在。文部科学省調査）は75.1%となっておりますが、昨年度に引き続き、一部の業種の求人が減少しているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、採用選考活動に遅れがみられているなど注視が必要な状況にあります。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解いただき、令和5年3月の新規中学校・高等学校卒業予定者のための就職機会の確保に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦、選考等の開始期日等

1 推薦、選考及び採用内定の開始期日

(1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考の開始期日については、令和5年1月1日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、令和4年12月1日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）及び鳥根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）

(2) 新規高等学校卒業生の推薦の開始期日については、推薦文書の到達が令和4年9月5日（沖縄県については、令和4年8月30日）以降となるようにすること。

雇用改善

(3) 新規高等学校卒業者の選考の開始期日については、令和4年9月16日以降とすること。

(4) 採用内定の開始期日については、従前と同様、選考の開始期日と同日以降とすること。

2 求人申込みの手続等

(1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条又は第33条の2の規定に基づき、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においては、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととする。

したがって、この手続によらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、安定所の受理・確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

（※）民間職業紹介事業者を活用する場合は、この限りでない。

(2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理は、令和4年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所の他安定所への求人連絡は、令和4年7月1日から開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

（ア）安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、令和4年6月1日から開始するものとする。

（イ）安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、令和4年7月1日から開始するものとする。

（ウ）学校における求人申込みの受理は、令和4年7月1日から開始するものとする。

また、安定所で受理した求人学校の学校への提示についても、令和4年7月1日から行うものとする。

(3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業の開始期日

(1) 新規中学校卒業者の就業（実習、研修等を含む。）の開始期日は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項の規定により令和5年4月1日以降とすること。

(2) 新規高等学校卒業者の就業の開始期日については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

5 民間職業紹介事業者による就職あっせんについては、都道府県高等学校就職問題検討会議（都道府県教育委員会と都道府県労働局が共同で開催）における申合せ事項を遵守すること。また、民間職業紹介事業者を活用して求人申込みをする場合、公共職業安定所を活用する場合と同様に推薦、選考等の開始期日等の遵守、全国高等学校統一応募書類の使用を徹底すること。

6 生徒や学校の個々の事情に配慮した応募前職場見学及び採用選考活動等について

応募前職場見学（※）及び採用選考活動等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンラインの活用の際に過度な負担が生じないようにするとともに、生徒や学校の個々の事情に配慮すること。

（※）なお、応募前職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深めるために行うものであり、採用選考の場とならないよう十分留意すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、令和4年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

(1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。

(2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。

(3) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦、選考等の開始期日については、上記第1の1（2）から（4）までの取扱いと同様とすること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

建退共



1. 建退共制度の利用に際しての留意事項

建退共制度の利用に当たっては、下記の7点にご留意ください。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために『国が創設した退職金制度』です。

建退共制度を上手に利用し、建設労働者の福祉向上を図って優秀な人材を確保しましょう！

① 共済証紙の購入について

公共工事・民間工事を問わず、共済証紙を購入してください。

購入する額は、元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握したうえで、それに応じた額を購入してください。

把握が困難な場合には、「共済証紙購入の考え方について」（建退共ホームページ）を活用してください。

② 元請事業主から下請事業主への現物（共済証紙）交付について

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額の共済証紙を下請へ現物交付、または電子申請方式による充当をしてください。

③ 掛金の負担について

退職金の元となる掛金（証紙の購入）は、工事契約額に含まれています（公共工事の場合）。

この掛金は、事業主が全額を負担することになっていますので、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

④ 共済証紙状況の確認について

便宜上、共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時（少なくとも賃金の支払いの都度）に、被共済者本人に共済証紙の貼付・充当状況を確認させてください。

⑤ 共済手帳の更新について

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。

また、共済手帳に250日分貼り終えたら、すみやかに更新手続きを行ってください。

⑥ 被共済者が退職した場合について

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡ししてください。

また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

⑦ 建設業退職金共済制度の加入について

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。

また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引き続き被共済者であることはできませんので退職金請求の手続きを行ってください。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（2月分）

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)	手帳更新 件数(件)	退職金支給状況		掛金収納状況(千円)	
				件数(件)	金額(円)	前月分	
1月末計	2,554	30,659					
加 入	6	77	2月分	798	64	61,183,114	48,205
脱 退	2	74					
2月末計	2,558	30,662	今年度総累計 (2022年2月)	10,124	989	913,106,188	709,475

技士会

1. 令和4年度 1級・2級土木施工管理技術検定受験準備講習会のご案内

昨年、宮崎県土木施工管理技士会主催の土木施工管理技術検定受験準備講習会に、1級に21名、2級に30名の方が参加されました。近年、1級・2級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により1級・2級土木施工管理技術検定の合格者が一人でも多く輩出されるように開催しております。

講習会は、一般財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

講習会の令和4年度の日程等につきまして、次表のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備方お願いします。

なお、令和3年4月から技術検定制度の見直しにより「技士補」が創設されております。

日 程 1級 一次検定講習 6日間

令和4年5月18日(水)～5月20日(金)

令和4年5月25日(水)～5月27日(金)

実力テスト講習会 2日間

令和4年6月2日(木)～6月3日(金)

二次検定講習 4日間

令和4年9月5日(月)～9月6日(火)

令和4年9月12日(月)～9月13日(火)

2級 一次・二次検定講習 6日間

令和4年7月20日(水)～7月22日(金)

令和4年7月27日(水)～7月29日(金)

実力テスト講習 2日間

令和4年8月25日(木)～8月26日(金)

場 所 宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号

お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

※宮崎県土木施工管理技士会では、令和3年度に1級・2級土木施工管理技士及び技士補の資格を取得された方の入会を募集しております。入会希望の方は所定の入会申込書を所轄支部長に提出してください。

資格取得等に要する経費（受検料・受講料）の一部補助のお知らせ

宮崎県建設産業若年技術者等資格取得支援事業
受検料、講座受講料（教材含む）が対象になります。

詳しくは宮崎県建設技術推進機構へ

電話 0985-20-1830



2. 令和4年度「監理技術者講習」についてのお知らせ

(一社)全国土木施工管理技士会連合会主催の「監理技術者講習」は、経験豊かな講師による対面式講習会となっており、大変好評を得ておりますので、令和4年に講習を予定されている方は、ぜひ技士会の講習会受講をお願い致します。

また、受講の期限が前回受講から5年目の12月末までとなりますので、自分の都合の良い日程で受講する事が可能となります。

なお、令和4年の今後の予定は、右のとおりです。

日 程	場 所
令和4年 5月13日(金)	宮崎県建設会館
令和4年 7月 6日(水)	延岡建設会館
令和4年 8月17日(水)	宮崎県建設会館
令和4年 9月14日(水)	都城建設会館
令和4年11月 9日(水)	延岡建設会館
令和4年11月16日(水)	宮崎県建設会館

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請負、そのうち、総額4,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。

また、講習修了証とは別に監理技術者資格者証の交付を受ける必要があります。資格者証の交付につきましては、建設業技術者センターのホームページに案内があります。

3. ドローン安全運航管理者講習の参加者募集について

宮崎県土木施工管理技士会では、(一社)日本UAS産業振興協議会(JUIDA)の認定を受けている、ドローンアビエーション(株式会社ムカサ企画室運営ドローンスクール)と共催して、JUIDA認定のドローンスクールを開催いたします。

講習期間 4日間 随時受付 費用 会員 230,000円

詳細は、宮崎県土木施工管理技士会へお問い合わせください。

電話 0985-31-4696

事業協同組合

1. 立替決済サービス (株)ランドデータバンクのご案内



新しい時代に '次世代' 金融プラットフォームを

「建設業界」に特化した New!

立替決済サービス登場!

(2020年9月1日 正式登録開始、10月1日 立替開始) *1

登録受付中!

スピーディな
立替

担保・債務保証
不要

シンプル
な一律手数料

ポイント!

売り手/買い手
双方にメリット

- ✓ 建設会社様の資材購入費や外注費をスピーディに立替、完工後にお支払い ・工事当たり500万円~1億円の立替 *2 *3 *6
- ✓ 担保や債務保証、財務諸表の提出は不要 <独自審査>
- ✓ シンプルでわかりやすい一律の手数料
 - ・建設会社様、資材会社様 (又は協力会社様) 双方に立替手数料をご負担頂きます。手数料は建設会社様1.0%、資材会社様等1.0%です。*4
 - ・手数料以外の入会金、年会費は無料です。

買い手
(建設会社様)



① 納品・検収

LAND DATA BANK

金融サービス
プラットフォーム

*5

売り手
(資材会社様・協力会社様)



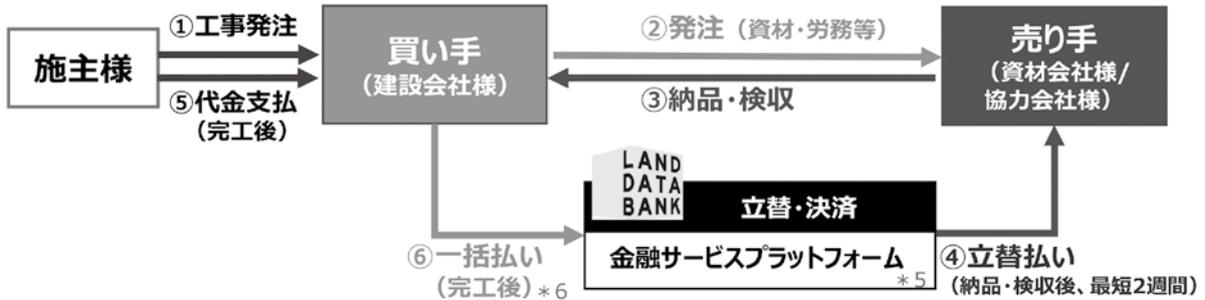
③ 後払い

② 立替払い

株式会社ランドデータバンク
www.ldb.co.jp/



■ サービス概要



■ 買い手視点 (建設会社様) の特長

■ 売り手視点 (資材会社様・協力会社様) の特長

- *1 9月1日は正式登録開始日、10月1日は受付工事に関する支払いの立替開始日です。
- *2 建設会社様が施主から受注された工事当たりの立替金額です (工事受注額ではございません)。なお、1億円を超える立替が必要な場合は、お手数ですがご相談ください。 ※本サービスは法人が対象となり、個人事業主の方は除きます。
- *3 当社、提携会社の審査等により、お取引をお断りする場合があります。また、当社の審査状況により、財務諸表等をご提示頂く場合があります。
- *4 立替手数料は時期により一律です。標記の手数料率は2020年9月から2021年9月末日までとなります。
- *5 当社サービスは、提携会社との連携にて提供いたします。
- *6 一括払いは工事登録から最長10か月となります。10か月を超えた場合、完工前、施主からの支払前にて弊社へのお支払いとなる場合があります。尚、本書面に記載の内容は正式なサービスの開始及び運用に際して変更が生じる可能性があります。

株式会社ランドデータバンク

〒105-0004
東京都港区新橋1-7-10
近鉄銀座中央通りビルⅢ 6階
☎ 0120-577-525
Mail: info@ldb.co.jp



設立 2019年7月26日

資本金 14億円

株主
・INCJ (産業革新機構から分割、事業継承)
・コマツ (小松製作所)
・三井住友銀行
・三井住友ファイナンス&リース
・三井住友カード

組 合

よくあるご質問

Q 1 立替の対象は何ですか？ また、立替金額に制限はありますか？

立替の対象は、お申込み頂いた工事に関する資機材のみのお支払いでも、資機材を含めた請負契約を行う予定の建設会社様へのお支払いでも可能です。立替の金額は工事当たり500万円～1億円です。1億円を超える場合は別途ご相談ください。

Q 2 立替工事の種類等に制限はありますか？

<建設会社様> 立替対象の工事は、土木、建築など建設工事全般ですが、戸建て建築は含みません。また、個人事業主様は対象としておりません。
<資材会社様> 戸建て建築資材は対象としていません。また、個人事業主様は対象としておりません。

Q 3 どの資材会社・協力会社との取引にも利用できますか？

本サービスは建設会社様とその取引先双方の申込みが必要となります。
例えば、お客様が元請施工会社様の場合には、お取引をされる資材会社様、協力会社様も本サービスをご利用いただけます。
お取引先をお教えいただければ、弊社から本サービス内容、必要なお手続きについてご説明させていただくことも可能です。

Q 4 利用手続きはどの様に行ったら良いですか？

サービス利用までの流れは以下になります。
<建設会社様> ①利用登録 → ②工事登録 → 立替利用開始 となります。
履歴事項全部証明書、本人確認資料の写し、工事契約書をご準備頂くだけで簡単に申込みができます。
<資材会社様、協力会社様> ①利用登録のみ → 立替利用開始 となります。

Q 5 審査はどのようにおこなわれますか？

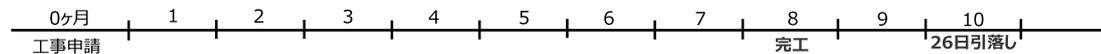
弊社および提携会社により審査を実施致します。審査により、申込や立替ができない場合があります。

Q 6 立替による入金時期はいつになりますか？（資材会社様、協力会社様へのお入金）

立替取引の当社への申請時期とそれに基づく立替金の資材会社様又は協力会社様へのお入金は以下の通りです。
◀月2回のタイミングでお入金となります▶
・立替申請 15日締め、月末日入金 ・立替申請 月末締め、15日入金
*支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日での入金となります。
*立替申請の締め日は、土日祝の場合でも、建設会社様、及び資材会社様・協力会社様の双方の対応が完了することで当日の処理が可能です。

Q 7 引落し（立替をおこなった金額）の時期はいつになりますか？

立替をおこなった金額の引落しは、完工月の月末締め、翌々月26日となります。立替期間は工事申請の翌月（工事登録）から最大10か月です。工事申請の翌月（工事登録）から8か月までに完工となるように工程をご調整ください。



Q 8 入会金や年会費はありますか？

本サービスご利用の際の入会金、年会費は無料です。
利用手数料が必要となりますが、立替金額や期間に関わらず一律となります。*手数料は、時期により変更となる可能性があります。

Q 9 資材会社や協力会社からの、立替対象取引の請求先はどこになりますか？

資材会社様や協力会社様からの立替対象取引の請求先は、これまで通り建設会社様となります。
資材会社様や協力会社様から発行頂いた請求書を弊社システムにご登録後に、弊社が立替払いを行います。

Q 10 システムを使用している登録や経理処理等のやり方がよくわからない。

ご利用の際のシステム利用方法や経理処理（建設会社様、資材会社様及び協力会社様）がご不明な場合は、弊社の営業担当よりご説明の上、お手続きのご支援させていただきます。

建災防

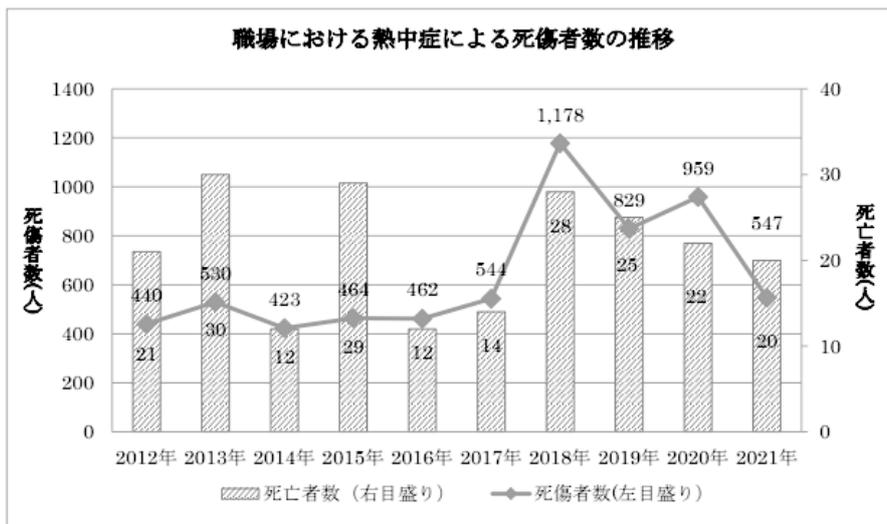
1. 職場における熱中症の発生状況（厚生労働省・宮崎労働局発表）

〔1〕宮崎県内における発生状況【休業4日以上】（平成21年～令和3年）の速報値

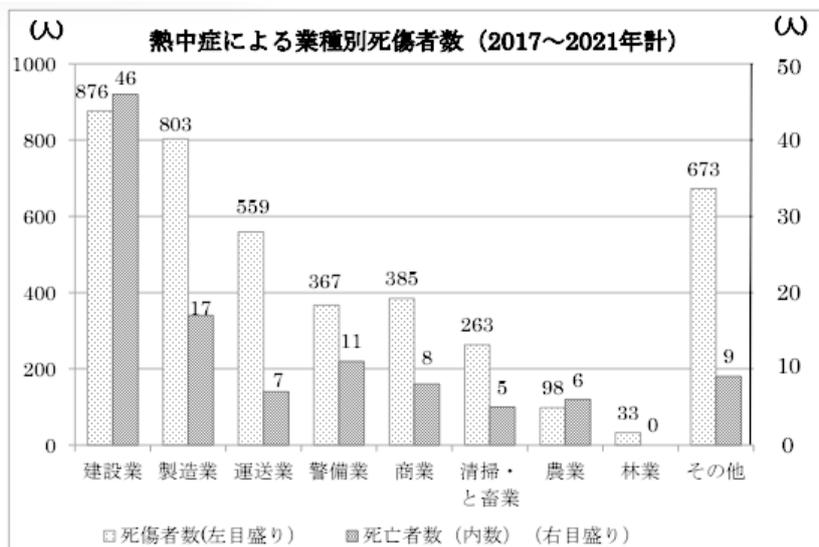
- 職場での熱中症による死傷災害の発生件数は、平成21年以降の13年間で90件発生しており、長期的には増加傾向にあり、令和2年は年間16件発生したが、令和3年の発生件数6件（速報値）は前年を大幅に下回る見込みである。なお、平成23年、平成28年と令和2年に死亡災害が発生している。
- 業種別の発生状況は、建設業が25件（27.8%）で最も多く、次いで農林業17件（18.9%）、製造業16件（17.8%）と続いており、この3業種で全体の6割以上を占めている。死亡災害3件は林業と製造業で発生している。
- 月別では7・8月に全体の約8割（73件）が発生している。時間帯では気温が上昇する10・11時台、気温が最も高くなる14時から16時台が多くなっている。年齢別では、50歳代が30件と全体の33.3%を占めている。

〔2〕全国の状況（令和4年1月14日時点速報値）

（1）職場における熱中症による死傷者数の推移（2012年～2021年）

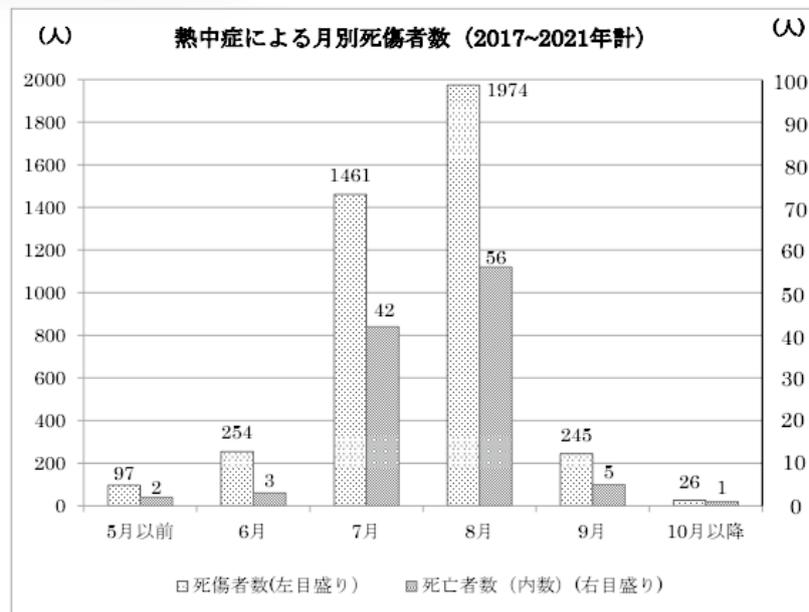


（2）熱中症による死傷者数の業種別の状況

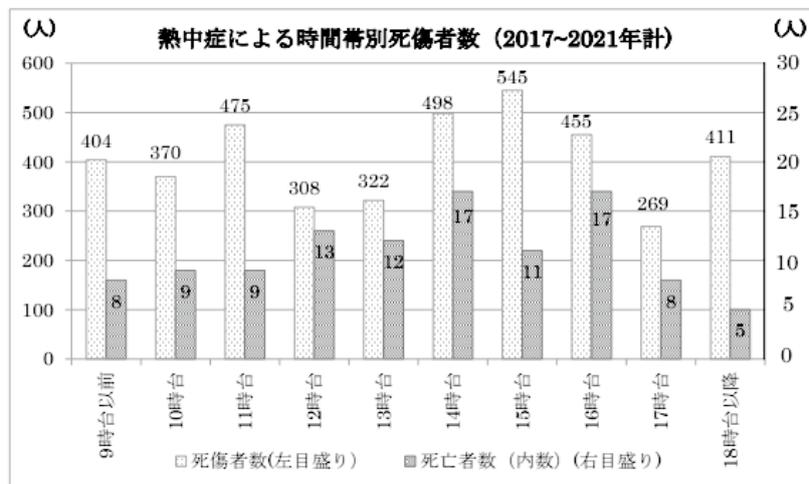


建災防

(3) 熱中症による死傷者数の月別の状況



(4) 熱中症による死傷者数の時間帯別の状況



※建災防宮崎県支部では、「熱中症の症状」、「熱中症の予防方法」、「緊急時の救急措置」等を内容とする講習会を下記により開催します。

開催日	開催場所
令和4年6月28日(火)	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和4年6月30日(木)	延岡建設会館(延岡市愛宕町2-32)

2. 令和4年度雇用保険料率のご案内 (宮崎労働局からのお知らせ)

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	①	②		①+② 雇用保険料率
		労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01

火薬協会

1. 手帳制度について

(1) 制度の概要

この制度は、保安責任者免状または発破技士免許を所持している者を対象として、火薬類取締法令ならびに火薬類の技術の進展に対応した消費技術等の保安管理技術修得のため、保安手帳交付申請者に対し再教育講習を、保安手帳または従事者手帳所持者に対し保安教育講習を受講させることとし、取扱保安責任者として選任された者の職務の遂行能力を強化し、火薬類の盗難防止および災害防止対策の充実を図り、公共の安全を確保することを目的としております。

(2) 手帳の種類と資格

手帳制度における手帳には、保安手帳（黒手帳）、従事者手帳（青手帳、黄手帳）の3種類があり、これらの手帳所持の対象者は下表のとおりです。

手帳の種類	対 象 者
保安手帳（黒手帳）	火薬類取扱保安責任者免状所持者
従事者手帳（青手帳）	発破技士免許所持者等の有資格者
従事者手帳（黄色手帳）	発破の補助作業、運搬従事者

(3) 保安手帳の交付ができる場合

新たに保安手帳を交付することができる場合は、次のとおりです。

- ◆ 保安責任者免状所持者が再教育講習を受講し保安手帳の交付申請があったとき
- ◆ 新たに火薬類取扱保安責任者試験に合格して免状所持者となった者で、試験の合格発表日から6か月以内に保安手帳の交付申請があったとき

(4) 従事者手帳の交付ができる場合

新たに従事者手帳を交付することができる場合は、次のとおりです。

- ◆ 発破技士免許所持者等の有資格者、または無資格者が保安教育講習を受講し従事者手帳の交付申請があったとき
- ◆ 新たに発破技士の資格試験に合格して有資格者となった者で、免許の取得の日から6か月以内に従事者手帳の交付申請があったとき

(5) 手帳所持者の受講義務について

- ◆ 保安手帳所持者は2年に1回以上の保安教育講習を受講しなければなりません。
- ◆ 従事者手帳所持者は、毎年1回以上の保安教育講習を受講しなければなりません。ただし、15年以上継続して保安教育講習を受講した者は年1回の講習受講を2年に1回とすることができます。
- ◆ 保安教育講習を受講するときは必ず手帳を持参してもらいます。
- ◆ 受講期限内に受講しなければ、所持している手帳は失効し、手帳制度に基づく業務に従事できなくなります。

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払い保証分）（令和4年3月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円、%)

年 度	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
令和3年度	198	▲ 16.8	9,338	64.5	3,563	▲ 6.6	142,292	▲ 5.2
令和2年度	238	49.7	5,677	▲ 16.1	3,815	▲ 1.7	150,092	18.7
令和元年度	159	▲ 35.6	6,769	▲ 12.5	3,882	1.9	126,467	16.9
平成30年度	247	▲ 3.1	7,735	32.7	3,811	▲ 1.0	108,159	5.2

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円、%)

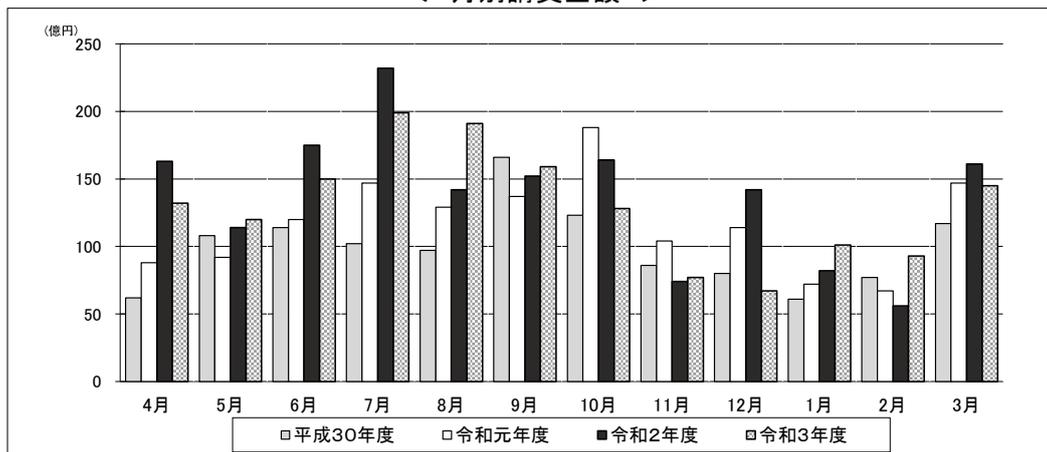
発注者	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	14	100.0	1,933	28.8	285	6.3	39,700	33.6
独立行政法人等	3	<	2,376	<	26	▲ 31.6	5,819	54.2
県	98	0.0	3,524	41.9	1,376	▲ 2.5	51,022	▲ 21.0
市町村	81	▲ 37.2	1,365	▲ 18.2	1,850	▲ 10.6	43,426	▲ 11.8
その他	2	▲ 50.0	138	503.6	26	▲ 3.7	2,323	▲ 17.0
計	198	▲ 16.8	9,338	64.5	3,563	▲ 6.6	142,292	▲ 5.2

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円、%)

地 区	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮崎	26	▲ 21.2	3,309	246.4	658	▲ 8.4	32,961	▲ 20.5
日南	16	▲ 11.1	1,167	216.2	268	▲ 1.8	15,187	68.9
串間	3	▲ 50.0	100	▲ 43.4	149	▲ 3.2	4,198	▲ 17.5
都城	15	▲ 40.0	613	▲ 57.8	401	▲ 15.9	22,674	2.9
小林	29	▲ 14.7	1,015	35.3	364	▲ 8.5	9,765	3.5
高岡	9	▲ 43.7	197	▲ 18.7	131	▲ 6.4	2,520	▲ 29.9
西都	15	25.0	687	508.9	224	2.3	7,577	▲ 24.7
高鍋	9	▲ 25.0	365	2.9	197	▲ 3.0	14,452	21.8
日向	47	9.3	721	2.6	503	▲ 6.3	12,810	▲ 9.0
延岡	14	0.0	684	194.5	340	0.0	12,862	▲ 9.1
西臼杵	15	▲ 40.0	474	46.8	328	▲ 7.9	7,280	▲ 21.6
計	198	▲ 16.8	9,338	64.5	3,563	▲ 6.6	142,292	▲ 5.2

< 月別請負金額 >



保証会社

2. 中間前払金制度のご案内

工事後半の資金繰りをサポート!
中間前払金のご案内

当初の前払金

40%

+

中間前払金

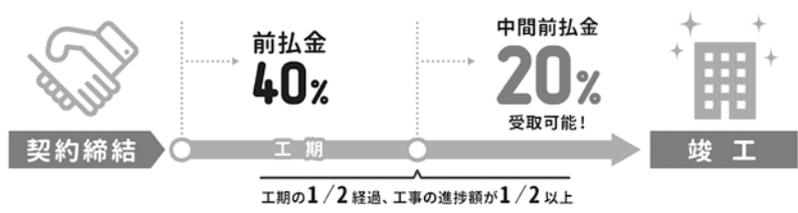
20%

簡単な手続きで工事代金を早く受け取れます!

中間前払金とは?

当初の前払金(請負金額の40%)に加え、さらに請負金額の**20%**を受け取れます。

工期が長くても安心ね!



よくある質問 Q & A

- Q** どのような場合に請求できるの?
A 工期の1/2を経過し、工事の進捗額が1/2以上となった場合です。
- Q** 出来高検査はあるの?
A 部分払いのような出来高検査はなく、現場を止める必要はありません。
- Q** 手続きは面倒じゃないの?
A 手続きは簡単です。当社に次の書類をご提出ください。
 ・保証申込書 ・前払金使途内訳明細書
 ・発注者が発行する認定調書(写)
- Q** 保証料はどれくらいかかるの?
A 保証料率は一律**0.065%**と非常にローコストです。
 一例 請負金額5,000万円の工事の場合
 中間前払金 1,000万円 × 0.065% ▶ 保証料 **6,500円**

対象発注者、対象工事等につきましては、お気軽に当社へお問い合わせください。

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店 〒880-0001 宮崎市橋通西二丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)

TEL **0985-24-5656** [営業時間(平日)] 9:00 ▶ 17:00 FAX **0120-553-835** 西日本建設業保証 検索

<https://www.wjcs.net/>

3. 電子保証のご案内

／ 保証証書の電子化 ／

電子保証のご案内

令和4年5月
運用開始



WEBで完結



お客様



発注者

Attention!!

「前払金保証」と「契約保証」の保証証書は、電子証書でのご提供が可能となりました。

対象発注者 国土交通省 ※対象は順次拡大予定

受取から提出にかかる時間の削減!! ↓ リモートワークにも対応! 業務効率アップ!! ↑

電子保証とは?

ご利用の要件

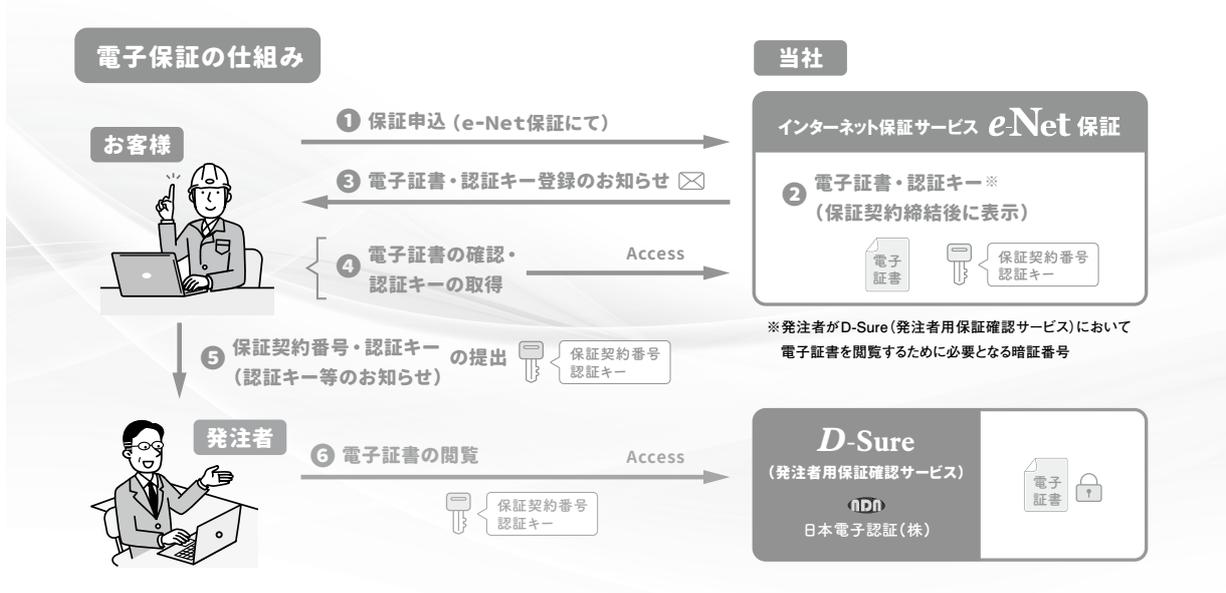
対象の保証証書

書面の「保証証書」に代わり「電子証書」(保証証書に記載する内容が記録されたデータ)を受発注者がインターネットを通じて確認することができる仕組みです。

- ① 発注者が電子保証に対応していること
- ② お客様が「e-Net保証」を利用し保証申込まいただくこと

前払金保証(中間前払金を含む)及び契約保証
※契約保証予約は対象外





AIG損保

1. 工事総合補償プランのご案内

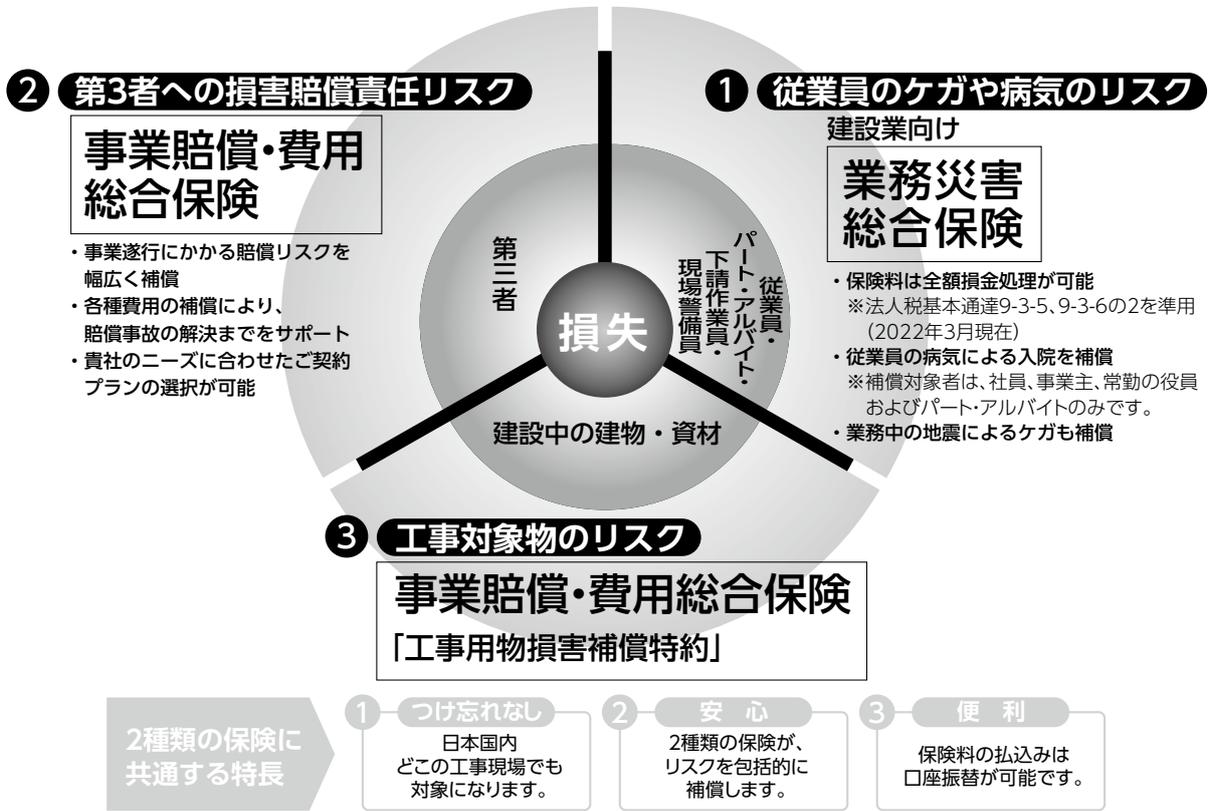


AIG損保

～(一社)宮崎県建設業協会会員の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは2種類の保険から構成されています。
ご希望の組み合わせでご加入いただけます。



- 事故の際、弊社は直接被害者との示談交渉は行いません。
- この広告は保険商品の概要をご説明したものです。(2022年5月現在の内容です。) 詳細につきましては、パンフレットをご参照いただき、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

一般社団法人 宮崎県建設業協会
TEL.0985-22-7171

AIG損害保険株式会社

宮崎支店 (担当: 藤川・木谷)
〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1-18-7 7F
TEL.0985-24-3411

(D-005831)

建設業福祉共済団

<法定外労災補償制度>

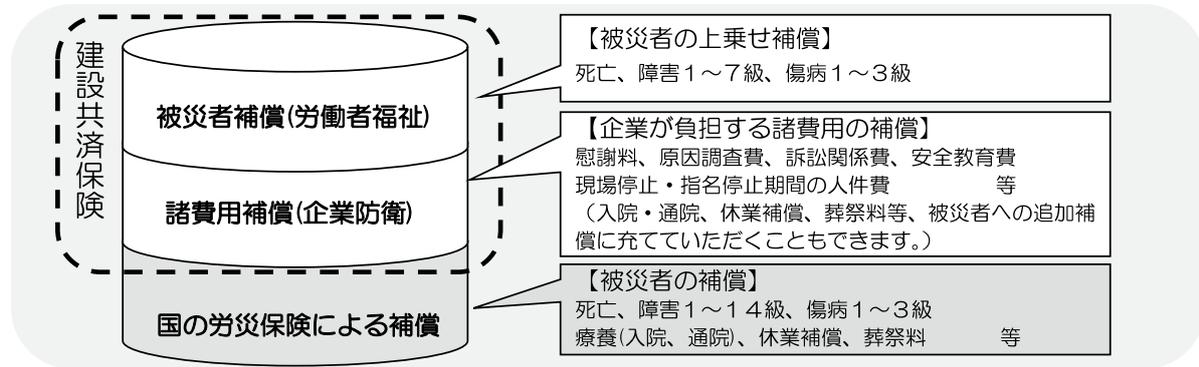
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします!

(年間完成工事高契約)

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1. 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2. 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方(従業員300人以下の場合))も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3. 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)

(諸費用補償保険金 500万円) の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 宮崎県建設業協会

Tel 0985-22-7171

みんなて育てよう安心を。

労災上乘せ補償は

建設共済 保険

契約者に役立つ制度充実

掛金が魅力
手厚い補償
(5,000万円まで)

労働者と企業のリスクをカバー



「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階
Tel.03-3591-8451 Fax.03-3591-8474

■ 取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会
〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19
Tel. 0985-22-7171 Fax. 0985-23-6798



契約者と業界の発展のために <http://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索